

生食発 0623 第 2 号
平成 29 年 6 月 23 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 29 年厚生労働省告示第 226 号)が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部が改正されたところである。

改正の概要等については下記のとおりのため、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、ステアリン酸マグネシウム及び炭酸カルシウムの使用基準を改正したこと。また、同項の規定に基づき、過酢酸及び過酢酸製剤の製造基準並びに過酢酸製剤の成分規格を改正したこと。

第 2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。

第 3 運用上の注意

1 使用基準関係

- (1) ステアリン酸マグネシウムの使用基準にいう「錠菓」は、砂糖等を主原料とし、原料の混合物を打錠機で圧縮成型して得られるものをいうものであること。
- (2) ステアリン酸マグネシウムの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行

い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする
こと。

- (3) 炭酸カルシウムの使用基準は削除するものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

2 製造基準関係

過酢酸製剤については、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する氷酢酸、氷酢酸を水で希釈した液、過酸化水素、1－ヒドロキシエチリデン－1，1－ジホスホン酸若しくはオクタン酸以外を原料として、製造することは認められないこと。

成分規格（下線部：改正部分）

過酢酸製剤

Peracetic Acid Composition

[79-21-0、過酢酸]

定 義 本品は、過酢酸、「氷酢酸」、「過酸化水素」及び「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。
(略)

製造基準

過酢酸

過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する氷酢酸又は氷酢酸を水で希釈した液及び過酸化水素を原料としたものでなければならない。

過酢酸製剤

過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する氷酢酸、氷酢酸を水で希釈した液、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸を原料とし、過酢酸又は氷酢酸若しくは氷酢酸を水で希釈した液及び過酸化水素に1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。

使用基準

ステアリン酸マグネシウム

ステアリン酸マグネシウムは、カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品及び錠菓以外の食品に使用してはならない。